



第 5 章 将来像と計画の目標

5-1 将来像と計画の目標

地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐために、町、町民、事業者が連携を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す必要があります。

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「人・夢・心がつながる ゼロカーボンのまち とうま」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGs の達成にも寄与します。



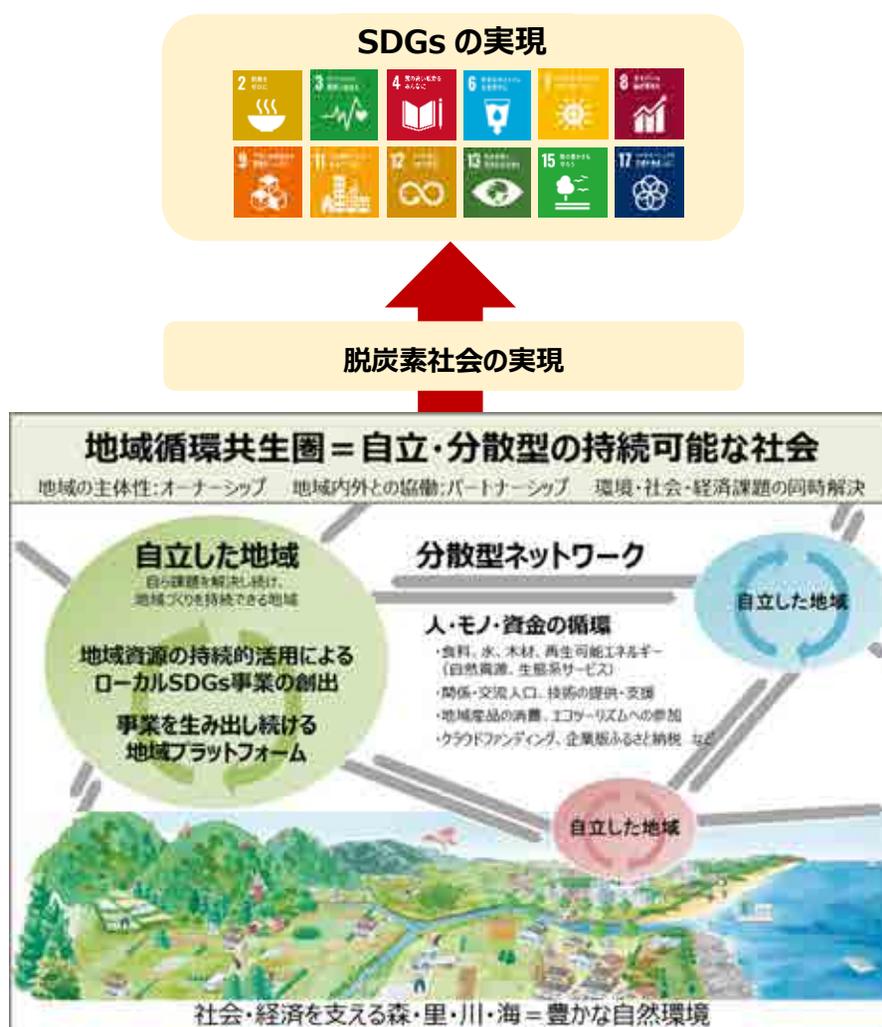
5-2 地域課題同時解決の考え方

地方公共団体は、地球温暖化対策のみならず、人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化等、様々な社会経済的な課題を抱えていることから、これらの課題を複合的に解決していくことが求められています。

地球温暖化対策の取組を地域課題の同時解決の機会とする上で、第五次環境基本計画に位置付けられている「地域循環共生圏」という考え方が重要となります。

地域循環共生圏とは、各地域が地域資源を持続可能な形で最大限活用し、自立・分散型の社会を形成しつつ、より広域的なネットワークを構築し、地域における脱炭素化と環境・経済・社会の統合的向上によるSDGsの達成を図ることであり、地域でSDGsを実践する「ローカルSDGs」とも呼ばれます。

図5-1 地域循環共生圏の概要と脱炭素、SDGsとの関連



出典：環境省ローカルSDGs-地域循環共生圏

5-3 温室効果ガス削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和 12（2030）年度において、温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。

また、道の「ゼロカーボン北海道推進計画」では、国の目標を上回り、「令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 48%削減」する旨が示されています。

第 4 章における温室効果ガス排出量の推計結果及び道の目標を踏まえ、本町における温室効果ガス削減目標を以下のとおり定めます。

なお、48%を超えて削減できる部分はクレジット化や再生可能エネルギーの町外供給等を検討し、本町の地域経済の活性化を図ります。

温室効果ガス削減目標（中期目標）

令和 12（2030）年度の町内における二酸化炭素排出量について、平成 25（2013）年度比で 48%削減します。

温室効果ガス削減目標（長期目標）

令和 32（2050）年までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

＼ 目標達成に向け、地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、行動を起こしましょう！ ／



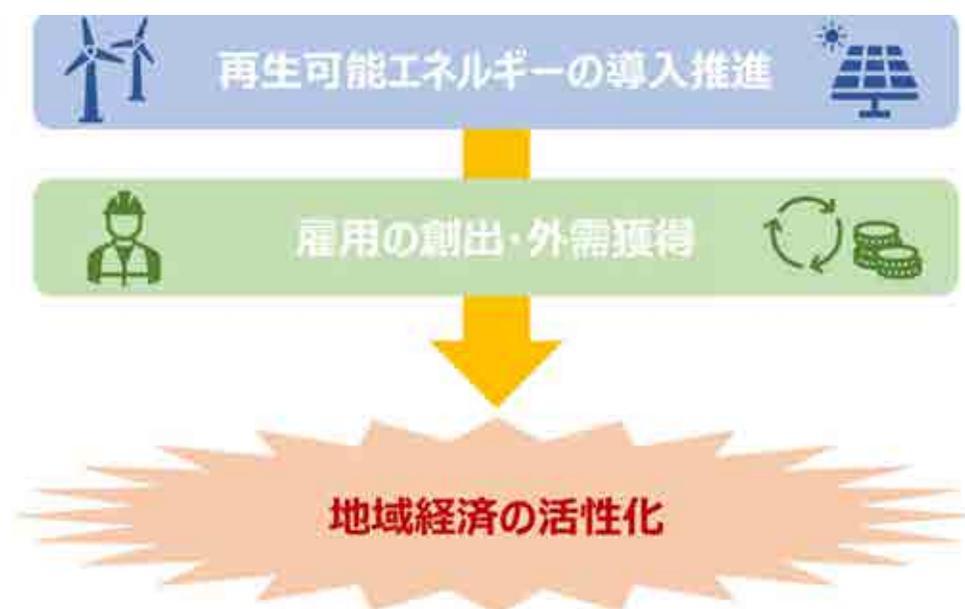
5-4 再生可能エネルギー導入目標

(1) 再生可能エネルギー導入目標設定における基本的な考え方

再生可能エネルギーの導入により町内のエネルギー需要を充足し、さらに町外へエネルギーを供給することを念頭に再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

再生可能エネルギー導入を推進することで、エネルギーの地産地消を実現し、町内に雇用を創出するとともに、外需を獲得し、地域経済の活性化を目指します。

図 5-2 再生可能エネルギー導入目標設定における基本的な考え方



(2) 再生可能エネルギー導入目標

町内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄い、かつ地域経済の活性化を目指すため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

なお、令和 12 (2030) 年の再生可能エネルギー導入目標については、令和 32 (2050) 年に向けて直線的に導入が進んでいくと想定し、設定しました。

再生可能エネルギー導入目標（中期目標）

令和 12（2030）年度までに 46,123 kW（発電量 60,344 MWh/年）の再生可能エネルギーを導入します。

再生可能エネルギー導入目標（長期目標）

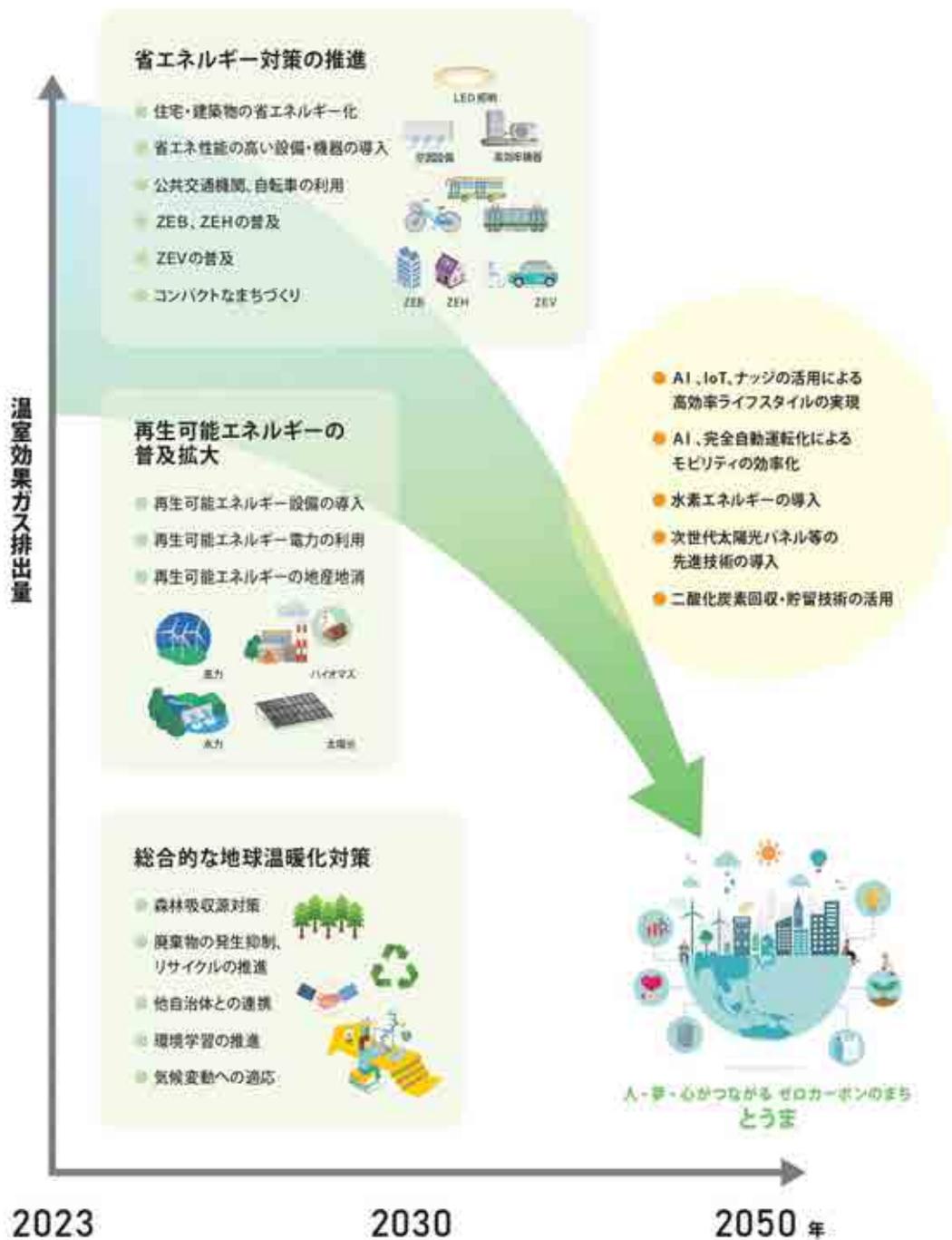
令和 32（2050）年までに 136,642 kW（発電量 200,925 MWh/年）の再生可能エネルギーを導入します。

表 5 - 1 再生可能エネルギー導入目標の内訳

エネルギー 種別	2030 年度導入目標		2050 年度導入目標		2050 年度の実現イメージ
	kW	MWh/年	kW	MWh/年	
太陽光 （建物系）	6,282	7,539	15,186	18,225	約 3 割の戸建て住宅等の屋根に太陽光発電が設置されている。
太陽光 （土地系）	39,823	52,676	96,272	127,345	本町における導入ポテンシャルの約 1 割に相当する再生可能エネルギーが導入されている。
バイオマス 発電	18	129	45	312	民有林の未利用材の 10%を活用する発電設備が設置されている。
風力	—	—	25,000	54,312	2030 年以降、風況が同程度の地域で導入されている規模の発電所(25,000 kW)が 1 か所設置されている。
中小水力	—	—	139	731	2030 年以降、当永発電所と同等規模のものが追加で 1 か所設置されている。
合計	46,123	60,344	136,642	200,925	—

5-5 脱炭素に向けたロードマップ

2050年 脱炭素に向けたロードマップ

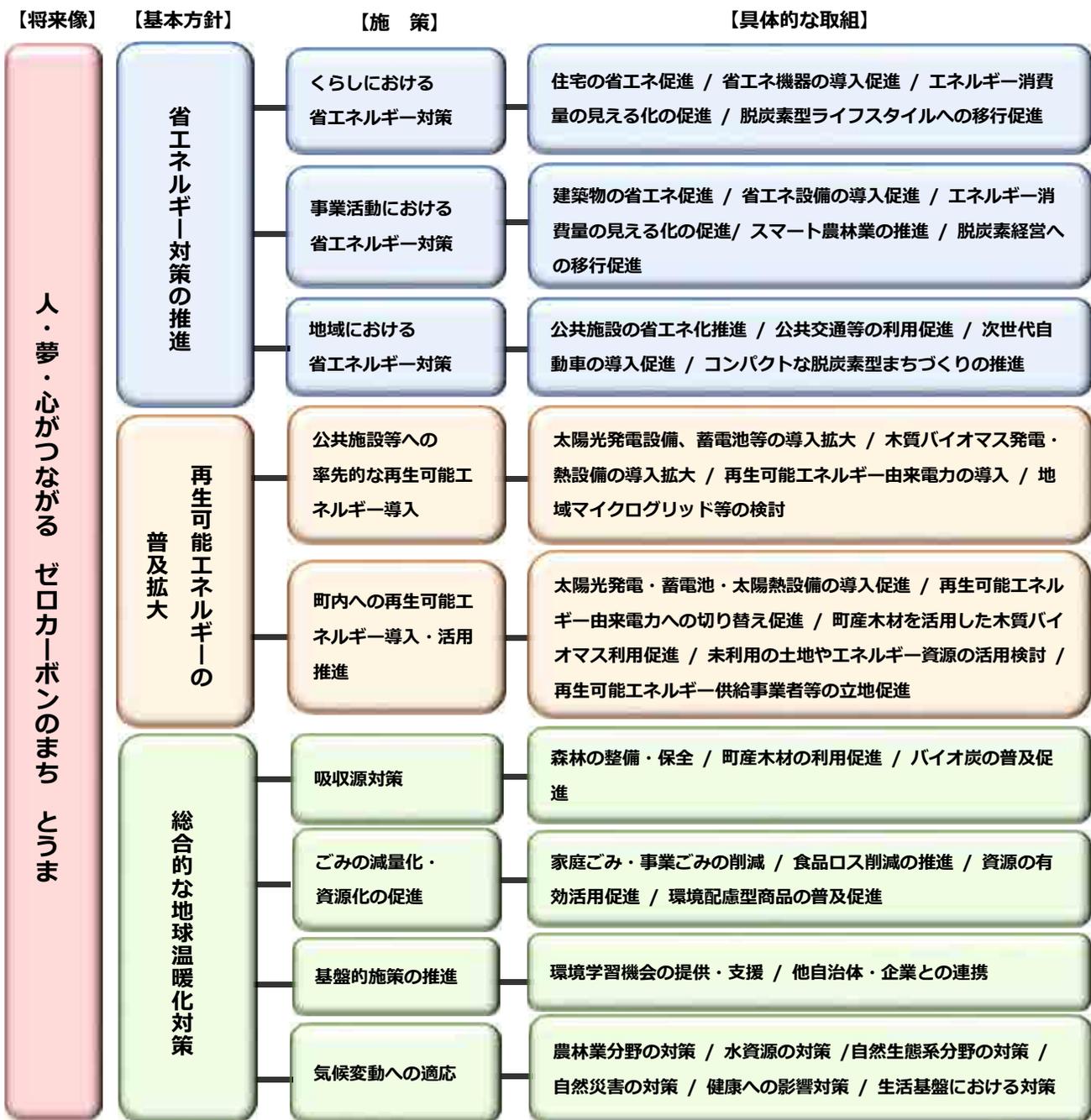




第 6 章 目標達成に向けた施策

6-1 施策の体系図

貢献する SDGs



第 6 章
目標達成に向けた施策

6 - 2 施策の推進

本計画の目標実現に向けた施策について、基本方針ごとに具体的な取組を示します。

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

貢献する SDGs



私たちの暮らしや社会はエネルギーの消費によって成り立っています。日常生活に欠かすことのできない電気、ガス、水道はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信等もすべてエネルギーを利用しています。脱炭素に向けて、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減は不可欠であり、省エネルギー対策を一層推進していく必要があります。

施策 1 暮らしにおける省エネルギー対策

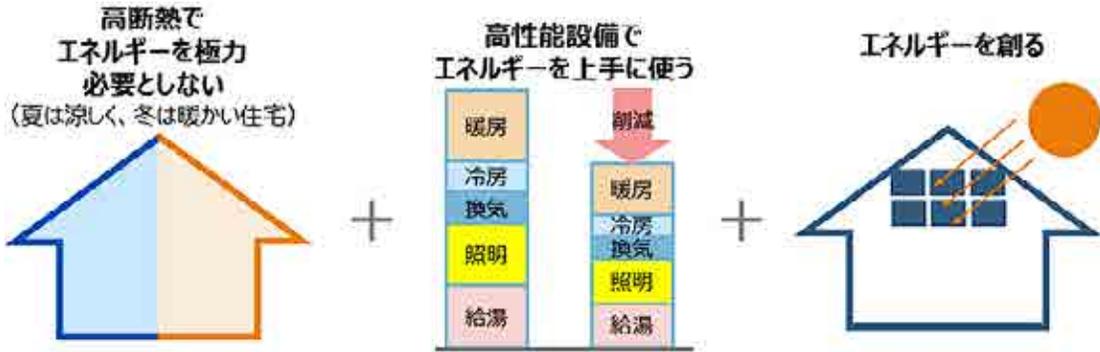
省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

施策 1 暮らしにおける省エネルギー対策	
町の取組	内容
住宅の省エネ促進	既存の住宅の高気密、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施支援（補助金等の交付）を行うとともに、新築の住宅におけるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）※の普及啓発、実施支援（補助金等の交付）を行います。
省エネ機器の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発、導入支援（補助金等の交付）を行います。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギーマネジメントシステム）の情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。

脱炭素型ライフスタイルへの移行促進	脱炭素なライフスタイルへの変革に向け、「デコ活」や「ゼロカーボンアクション 30」、「家庭エコ診断」等の普及啓発を行います。
-------------------	--

※ZEH：快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

図6-1 ZEHのイメージ図



 column

「デコ活」で将来の豊かな暮らしを！

「デコ活」とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、**国民・消費者行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための新しい国民運動**です。



デコ活の取組例

デコ活では、いまから10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしの方法を提案し、将来の暮らしの絵姿を提示しています。

今後、このような脱炭素につながる新たな豊かな暮らしの全体像を知り、触れ、体験・体感してもらう様々な機会・場（応援拠点）を国、自治体、企業、団体、消費者等と協力しながらアナログ・デジタル問わず提供するために取り組んでいくとしています。

デコ活

暮らしの中のエコロがけ



出典：環境省デコ活

施策 2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

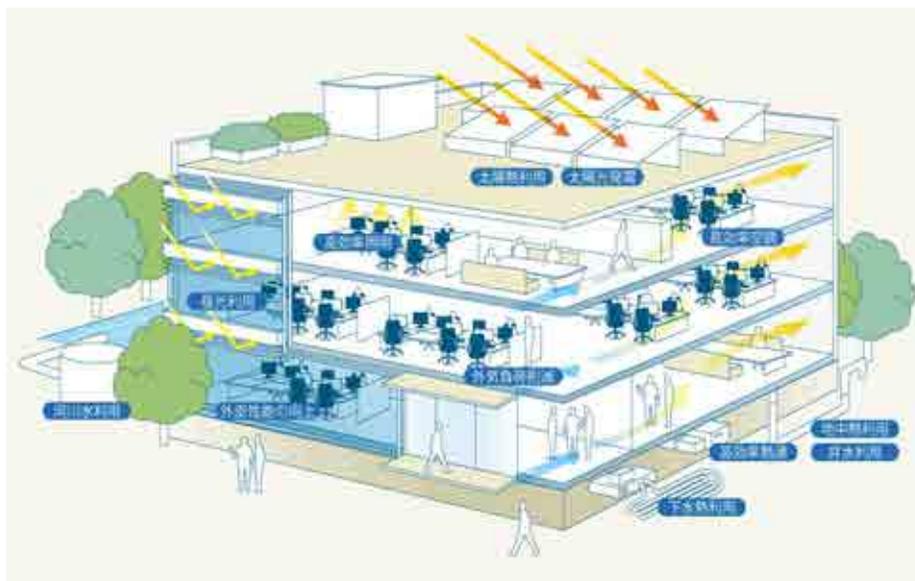
また、ICTやロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発、支援を行います。

施策 2 事業活動における省エネルギー対策	
町の取組	内容
建築物の省エネ促進	既存の建築物の高気密化、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施支援（補助金等の交付）を行うとともに、新築の建築物におけるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）※の普及啓発、実施支援（補助金等の交付）を行います。
省エネ設備の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発、導入支援（補助金等の交付）を行います。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギーマネジメントシステム）の情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
スマート農林業の推進	本町の基幹産業である農林業について、スマート化を推進するため、GPSを活用した自動操舵技術の導入に対し、経費の一部を助成します。また、当麻町森林組合のICT機器導入・機能向上事業に対し助成を行います。
脱炭素経営への移行促進	脱炭素経営※への移行を促進するため、先行企業の取組に関する情報提供や、二酸化炭素排出量の把握、削減目標や計画の策定に関する支援を行います。

※ZEB：室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

※脱炭素経営：気候変動対策（脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

図6-2 ZEBのイメージ図



出典：省エネポータル

 column

「企業の脱炭素経営」

従来、企業の気候変動対策は、CSR活動の一環として行われていましたが、近年では気候変動対策を自社の経営上の重要課題と捉え、全社を挙げて取り組む企業が増加しています。グローバル企業を中心に、気候変動に対応した経営戦略の開示

(TCFD) や脱炭素に向けた目標設定 (SBT, RE100) が国際的に拡大しており、投資家等への脱炭素経営の見える化を通じ、企業価値の向上につながるるとともに、脱炭素経営が差別化・ビジネスチャンスの獲得にも結びつきます。

出典：グリーン・バリューチェーンプラットフォーム

従来

いままでの気候変動対策とは

- 単なるコスト増加、あくまでCSR活動の一環として行うもの

これから

これからの気候変動対策とは

- 単なるコスト増加ではなく、リスク低減と成長のチャンス
- 経営上の重要課題として、全社を挙げて取り組むもの

気候変動対策が企業経営上の重要課題に

目標
事業
環境・CSR

施策3 地域における省エネルギー対策

町の実情に応じたデマンド型交通等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで町民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用など社会的価値にも着目し、EV、FCV への転換を促進し、併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を促進します。

さらに、効率的な土地利用や交通流対策等によるコンパクトなまちづくりを推進します。

施策3 地域における省エネルギー対策	
町の取組	内容
公共施設の省エネ化推進	公共施設（町営住宅を含む）について、省エネ機器導入や ZEB・ZEH 化を推進します。
公共交通等の利用促進	町内を循環する EV デマンド型交通の整備を推進するとともに、町民の利用促進について普及啓発を行います。
次世代自動車の導入促進	ZEV [※] 等の次世代自動車の導入促進に向けた情報提供、普及啓発、実施支援（補助金等の交付）を行うほか、国等の制度の活用による充電・充填インフラ整備を促進します。
コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進	「当麻町持続可能なまちづくり計画」の将来地域構造に基づき適切な土地利用を推進し、都市機能のコンパクト化（集住化等）を図ります。

※ZEV（Zero Emission Vehicle）：走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。

図6-3 EV、FCV、PHVの特徴



出典：環境省

基本方針 1 省エネルギー対策の推進 における主体別の取組



町民 の取組

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直しなどを行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、ZEV を選択する。



事業者 の取組

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEV を選択する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、できるだけ公共交通機関を利用する。

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大

貢献する SDGs



省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らしつつ、必要となるエネルギーについては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーにより賄うことで、脱炭素社会の実現を目指します。

施策 1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

施策 1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入	
町の取組	内容
太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大	設置可能な地方公共団体保有の建築物（敷地含む）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すとともに、災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池の導入もあわせて行います。
木質バイオマス発電・熱設備の導入拡大	町内の事業所で製造、供給された木質チップを利用した木質バイオマスボイラー(熱利用)の拡大や木質バイオマス発電設備の導入を目指します。
再生可能エネルギー由来電力の導入	「当麻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、2030年までに町で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とします。
地域マイクログリッド等の検討	平常時には地域の再エネ電源を有効活用しつつ、非常時には、その地域内の再エネ電源をメインに他の分散型エネルギーリソースと組み合わせ、自立的に電力供給可能な「地域マイクログリッド」の構築を検討し、災害時のレジリエンス強化や地域のエネルギーを活用することによる地域産業の活性化を目指します。

図6-4 当麻町役場設置木質バイオマスボイラー

左：ボイラー装置 右上：チップ保管建屋 右下：保管されているチップ



出典：当麻町資料

施策 2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギー電気、熱を自家消費するための設備（太陽光発電、ペレットボイラー等）の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。

また、町内事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを支援し、併せて町外の事業者の誘致を促進します。

さらに、本町で生産された再生可能エネルギーについては、町内で利用することを前提とした上で、余ったエネルギーの利用を希望する町外企業に対して情報提供等を行い誘致を促進します。

施策 2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進	
町の実施	内容
太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入促進	住宅用太陽光発電設備の設置費に対する支援を引き続き推進するとともに、蓄電池及び太陽熱設備についても普及啓発を行い、補助金等の支援策を検討することで、脱炭素と併せて災害時のレジリエンス強化を図ります。
再生可能エネルギー由来電力への切り替え促進	太陽光や風力等で発電された再エネ由来電力の利用拡大のため、再エネ由来電力プランに関する普及啓発を行うとともに、再エネ由来電力の共同購入事業等を検討します。

町産木材を活用した木質バイオマス利用促進	町内の事業所で製造、供給された木質チップを利用した木質バイオマスを推進するため、木質燃料ストーブの設置費に対して支援を行います。
未利用の土地やエネルギー資源の活用検討	遊休地等のエネルギー生産場所としての利活用を促進します。また、もみ殻の固形燃料化による住宅用ストーブや産業用ボイラーへの燃料活用を検討します。
再生可能エネルギー供給事業者等の立地促進	本町の再エネポテンシャル等について、発電事業を行う町外事業者へPRし、誘致を促進します。 また、再エネ導入の妨げとなる法制度の改正や、導入を後押しする法制度の整備、補助制度の整備、送電網の強化について、国等に対して継続的に働きかけていきます。 さらに、本町で生産された再生可能エネルギーの利用を希望する町外企業の誘致を促進します。



「再エネ 100 宣言 RE Action」

再エネ 100 宣言 RE Action とは、企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ 100%利用を促進する新たな枠組のことを指します。

再エネ100宣言 RE Action



出典：再エネ 100 宣言 REAction 協議会

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大 における主体別の取組



町民 の取組

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、ZEV を選択する。



事業者 の取組

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEV を選択する。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

貢献する SDGs



脱炭素の早期実現に向け、本町における豊富な森林資源を活用した吸収源対策や、廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

また、すでに顕在化している気候変動への影響に備える適応策を推進します。

施策 1 吸収源対策

本町における豊富な森林資源や基幹産業である農業の農地を活用し、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。吸収源対策の推進にあたっては、森林の適切な整備による保全や、クレジット創出による地域への経済循環により、持続可能なまちづくりを行います。

施策 1 吸収源対策	
町の取組	内容
森林の整備・保全	各補助事業の活用による人工造林・下刈・除伐・間伐等を実施するとともに、当麻町森林組合が実施する森林所有者への指導に対する経費の助成及び経営計画未策定者への意向調査を実施します。 また、森林作業道の新設、私有林作業路の改修・補修を実施します。 さらに、森林の適切な経営管理により「クレジットの創出を検討します。
町産木材の利用促進	戸建住宅を建築する際、町産木材を活用する個人に対し建築費の支援を行う「町産材活用促進補助事業」、町内の空き家・中古住宅とその土地を購入し、町産木材を活用して住宅の新築等を行う場合の支援として、「未来へつなぐ宅地循環促進事業」などの施策により町産木材の活

	用を推進するとともに、当麻町森林組合が主体となって行う、認証材を使用した戸建て住宅のプロジェクト認証事業に対し、助成を行います。
バイオ炭の普及促進	生産者が自らの営農の中で取り組むことができるバイオ炭の農地施用について、農産物の付加価値向上、クレジット化による販売収益獲得、農地の土壌改良効果などのメリットを普及啓発し、農地における炭素貯留を促進します。

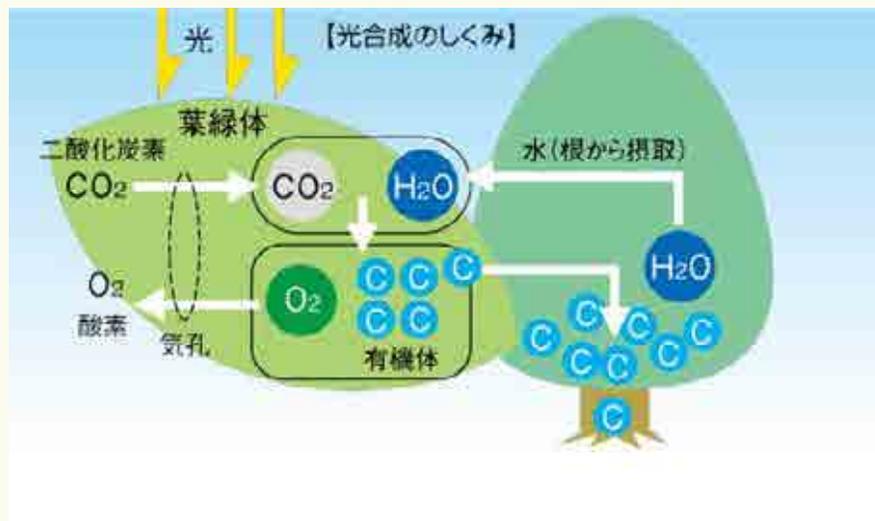
 column

「森林による二酸化炭素の吸収」



地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。成長期の若い森林は、CO₂をたくさん吸収して大きくなりますが、成熟するとCO₂を吸収する割合が低下していきます。一般的には、温暖化対策のために木を植えるというイメージがありますが、健全な森林を整備・保全することも、重要な温暖化対策になります。



出典：林野庁

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なリサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進	
町の実施	内容
家庭ごみ・事業ごみの削減	家庭や事業活動に伴うごみの排出削減について普及啓発を行うとともに、町の事務事業において紙やプラスチック製品の使用削減を率先して行います。
食品ロス削減の推進	本町における「食育」を通じて家庭等における食品ロス削減について普及啓発を行うとともに、道内で営業する飲食店等を対象に行われている「どさんこ食べきり協力店」制度の情報提供を行います。
資源の有効活用促進	分別回収の徹底や、当麻町社会福祉協議会の「スキールサイクル事業」のように多様な主体へリサイクル活動の実施について働きかけます。
環境配慮型商品の普及促進	環境ラベル※の付いた商品等、環境配慮型商品の購入促進のため、普及啓発を行います。町においても、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を徹底して行います。

※環境ラベル：商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるし

図 6-5 食育拠点施設 田んぼの学校



出典：当麻町 HP



「食品ロスの現状」

FAO（国際連合食糧農業機関）の報告書によると、世界では食料生産量の3分の1に当たる約13億トンの食料が毎年廃棄されています。

日本でも1年間に約612万トン（2017年度推計値）もの食料が捨てられており、これは東京ドーム5杯分とほぼ同じ量です。日本人1人当たり、お茶碗1杯分のごはんの量が毎日捨てられている計算になります。現在、地球上には約77億もの人々が生活していますが、途上国を中心に8億人以上（約9人に1人）が十分な量の食べ物を口にできず、栄養不足で苦しんでいます。しかしながら、多くの食品ロスを生み出しているという状況は、社会全体で解決していかななくてはならない課題の一つです。



出典：農林水産省

施策 3 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場などの様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努め、合意形成、意識醸成を図るとともに、町民や来訪者に向けたエコツーリズムを展開するなど、地域資源を活かし、地域経済を活性化させる取組を進めます。他自治体や企業との連携については、本町の取組について多様な情報発信に努めるほか、都市部等への再生可能エネルギー供給を契機にして、本町と都市部の間でヒト、モノ、カネの循環を創出し、町内への経済効果を誘導します。

施策 3 基盤的施策の推進	
町の取組	内容
環境学習機会の提供・支援	食育・木育・花育の「3育」と連動した小中学校における環境学習の推進や町のホームページや広報紙における国等の環境学習コンテンツの情報提供を行います。
他自治体・企業との連携	エネルギーや資源の地産地消を前提とした上で、町外への供給可能性を模索し、経済活性化や地域循環共生圏の確立の実現を目指します。

施策 4 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、農林業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、生活基盤（インフラ）の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。

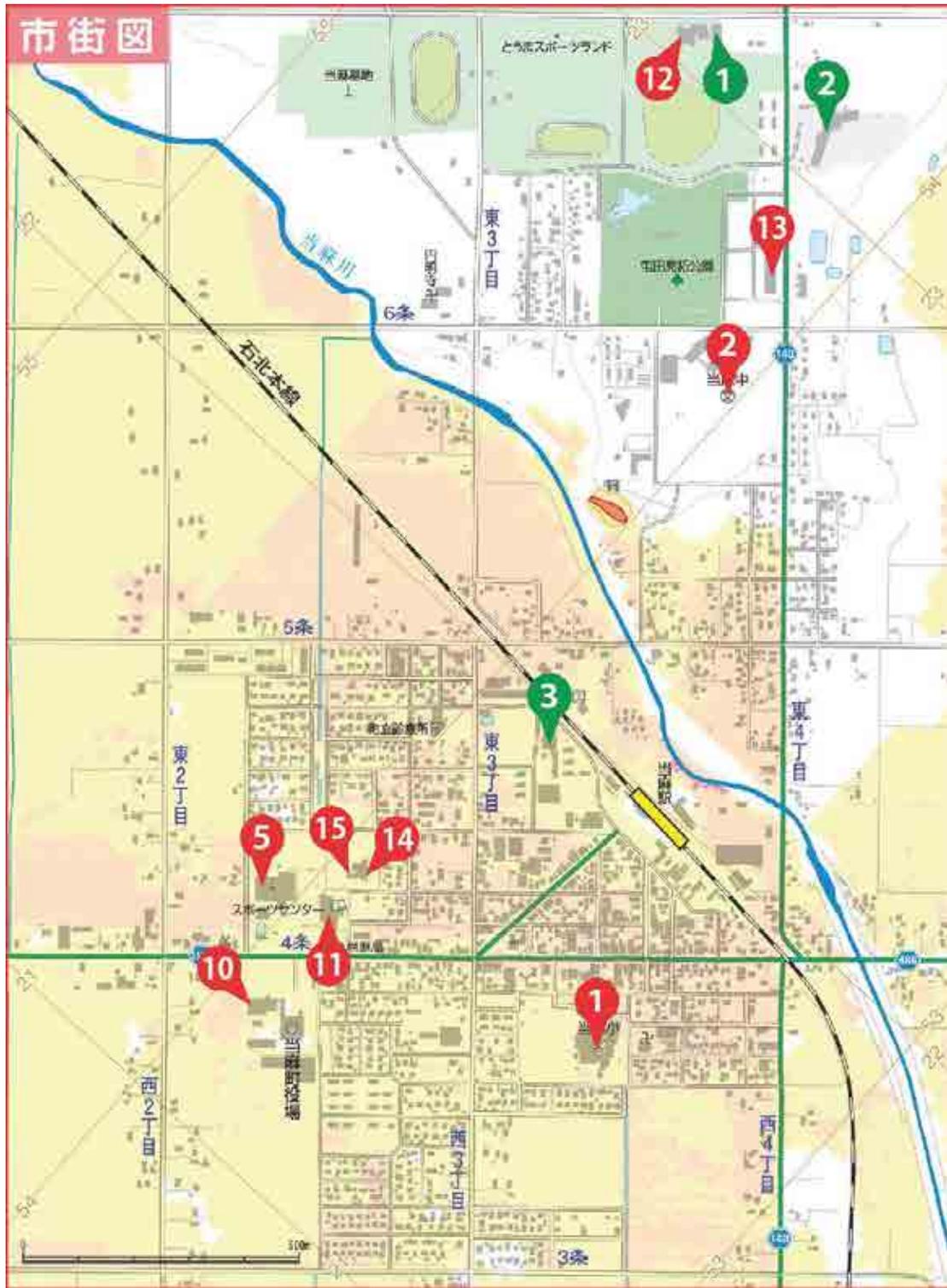
施策 4 気候変動への適応	
町の取組	内容
農林業分野の対策	農作物に悪影響を与える病害虫に関する情報の収集や対策の検討を進めます。 また、気象状況に応じて高温や排水の技術対策等について、上川農業改良普及センター等関係機関と連携して農業者に情報提供を行います。
水資源の対策	水利用ピーク時の浄水量確保のため、各種広報媒体により節水を呼びかけるとともに、状況に応じて浄水効率向上のための施設整備を検討します。
自然生態系分野の対策	地域の生物多様性を保全するため、町民への外来生物の周知活動や、防除や捕獲に関する支援を行います。

<p>自然災害の対策</p>	<p>地すべり、土砂災害警戒区域に指定された土地所有者への情報提供、洪水ハザードマップへの危険地域の掲載・研修会における説明を実施します。</p> <p>また、「当麻町災害時備蓄計画」に基づき行政備蓄品を取得するとともに、気象庁、旭川開発建設部と連携した「タイムライン【防災行動計画】」を整備し、的確に避難指示の発令等を判断できるよう備えています。</p>
<p>健康への影響対策</p>	<p>熱中症予防に関するリーフレット等の配布や、ホームページへの掲載による普及啓発を実施します。</p> <p>また、学校におけるスポーツ活動や下校時の熱中症予防対策の指針を検討します。</p>
<p>生活基盤における対策</p>	<p>大雪や暖気・降雨等による道路交通への影響を軽減するため、気象予報を注視し、道路パトロールを強化するとともに、除排雪体制の確保に向けた取組を推進します。さらに、無電柱化や計画的な幹線道路の整備を検討します。</p> <p>また、停電時の対応として、浄水場、取水施設に非常用自家発電設備を設置し、可搬式非常用自家発電機を2台常備しています。</p>

図6-6 当麻町洪水ハザードマップ（全域）



図6-7 当麻町洪水ハザードマップ（市街地）



- [凡例] ①当麻小学校 ②当麻中学校 ③宇園別小学校 ④開明地区体育館 ⑤スポーツセンター
 ⑥伊香牛地区体育館 ⑦北星地区体育館 ⑧東地域集会所 ⑨緑郷公民分館 ⑩当麻町公民館
 ⑪農村環境改善センター ⑫ヘルシーシャトー ⑬くるみなの木遊館 ⑭当麻幼稚園 ⑮子育て総合センター
 ① 保健福祉センター ②当麻柏陽園 ③当麻柏寿園

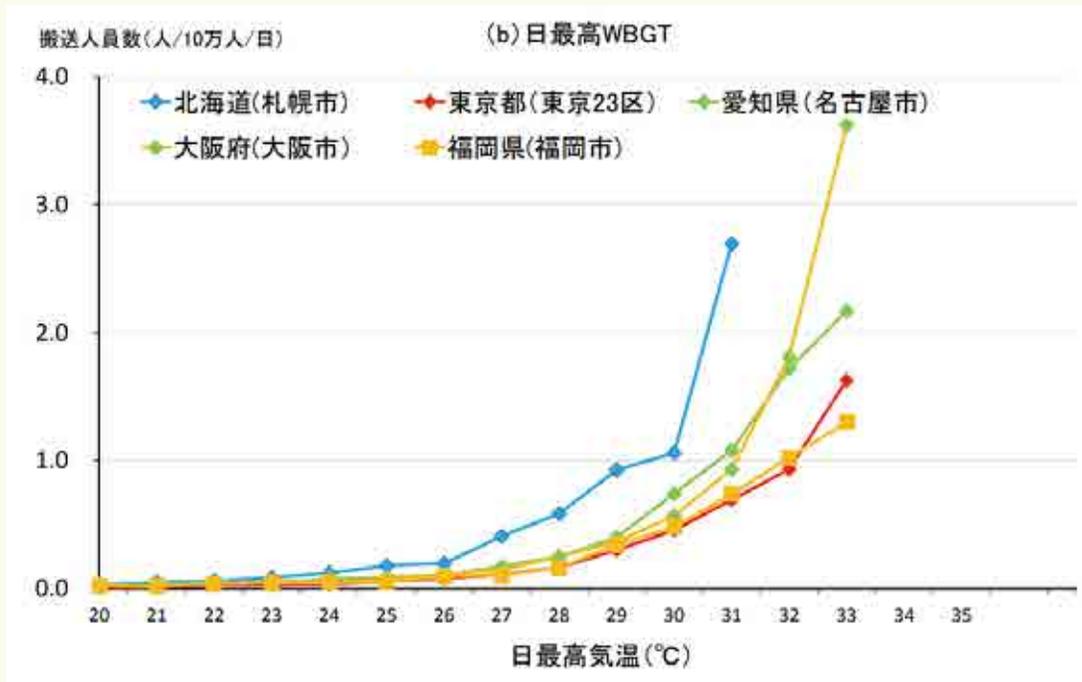


「北海道民は熱中症になりやすい？」

図のとおり、全国各地点では暑さ指数[※]が 28℃を超えると、熱中症による救急搬送件数が急増していますが、北海道では暑さ指数が 26℃を超えるあたりから急激に増えています。28℃で救急搬送される人の割合について、東京を 1 とした場合、北海道は 4.51 ととても高くなっています。一般的に冷涼な環境に居住している方の場合、暑熱順化（身体の機能が暑さに適応すること）が出来ておらず熱中症になりやすいと言われています。また、北海道ではエアコンを設置していない家庭が多いことも要因の一つとして考えられます。

涼しい北海道で暮らすわたしたちも、熱中症には十分に気をつける必要があります。

※暑さ指数（WBGT 値）：熱中症の危険度を示す数値。気温、湿度、輻射熱（日差しによる影響など）を計算して求められ、数値が上がるほど熱中症への危険性が高まる。



出典：環境省 夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策 における主体別の取組



町民 の取組

- 森林整備のボランティア活動に参加する。
- 新築住宅について、町産木材を利用する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- 自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- エアコンの導入や暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする。
- 節水を行う。



事業者 の取組

- 素材生産者を中心に、町産木材の安定供給ができる体制を構築する。
- 住宅設計、施工関係事業者は、町産木材の利用を積極的に検討する。
- 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、町産木材の利用を検討する。
- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材などを利用した社員への環境教育を行う。
- 従業員の熱中症対策を行う。



第 7 章

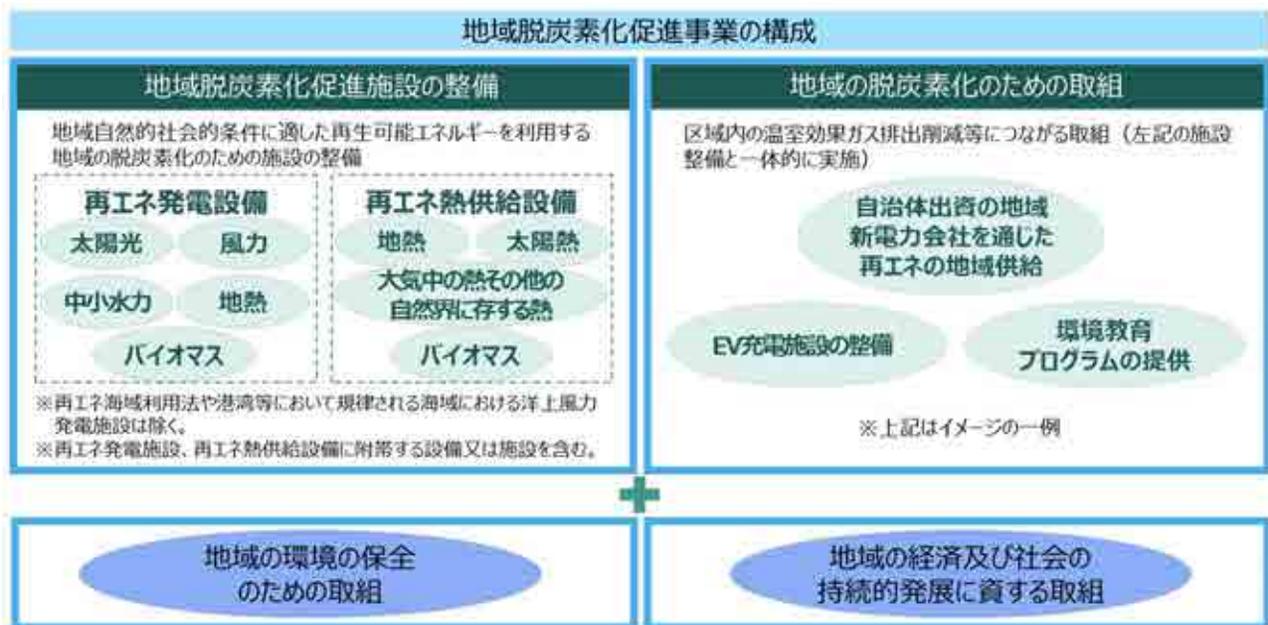
地域脱炭素化促進事業の 促進に関する事項

7-1 地域脱炭素化促進事業の制度概要

令和3（2021）年5月に改正された温対法では、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。市町村は、区域施策編を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

地域脱炭素化促進事業は、図7-1のとおり、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されます。

図7-1 地域脱炭素化促進事業の構成



出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）

7-2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）の検討

(1) 促進区域設定の流れ

再生可能エネルギーを最大限に導入し、地域の持続的発展を実現するために、国や道の定める環境保全に係る基準に則って「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）」の設定を検討します。市町村は、図7-2のように、国や道の基準で定める「促進区域に含めないこととする区域（除外すべき区域）」について、促進区域として設定することはできません。

また、本町は、町南東部に保安林を多く有しており、土砂災害警戒区域等の事業実施に適さない地域も考慮して促進区域設定の判断を行う必要があります。これらの条件から、促進区域候補となった適地について、各関係者との合意形成の上、促進区域の設定を行います。

図7-2 促進区域の設定フロー



「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」を基に作成

(2) 促進区域抽出の方法

促進区域の主な抽出方法としては、表 7-1 のとおり環境省のマニュアルにおいて 4 種類が想定されています。

表 7-1 促進区域の抽出方法

類型	具体的な内容
広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者、関係機関による配慮、調整の元で、広域的な観点から、促進区域を抽出します。
地区、街区指定型	スマートコミュニティの形成や PPA [*] 普及啓発を行う地区、街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。
公有地、公共施設活用品	公有地、公共施設等の利用募集、マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地、公共施設を促進区域として設定します。
事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクト予定地を促進区域として設定します。

※PPA：Power Purchase Agreement(電力販売契約)の略称。オンサイト PPA モデルとして、敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有、維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み等がある。

7-3 当麻町における促進区域の方向性

再生可能エネルギーを最大限に導入するため、長期的な視点においては広域的ゾーニング型により町全体を対象として綿密に関係機関との調整を行い、導入に問題のない適地を促進区域として設定することが理想的ですが、まずは、スタートアップとして短期的な視点から、本町が所有している施設を中心としたエリアを促進区域として設定し、拡大を図ります。

なお、促進区域外であっても、事業提案型で促進区域の提案が行われた場合には、個別に区域として設定することを検討します。

本町における促進区域の類型	促進区域の設定エリア
公有地、公共施設活用品	町有地、町施設



第 8 章 計画の推進体制・進捗管理

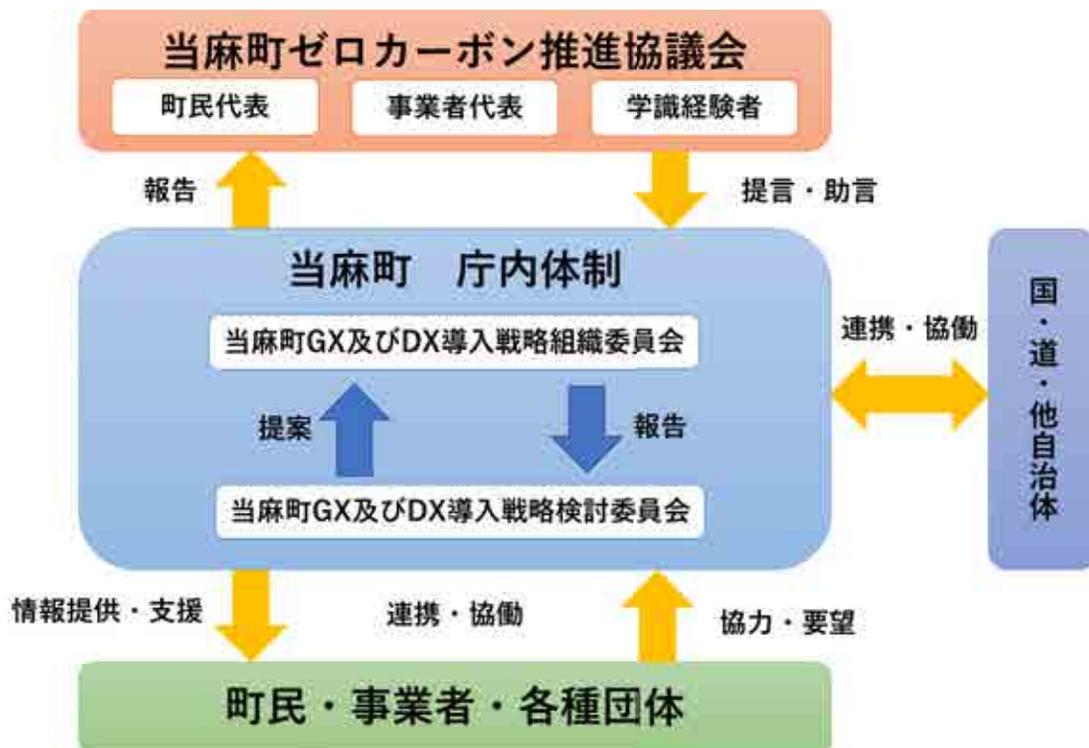
8-1 推進体制

計画の推進にあたっては、国、道、他自治体、町民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図 8-1 に示すように町民、事業者、学識経験者で組織する「当麻町ゼロカーボン推進協議会」を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告、評価するとともに、結果については、町のホームページ等で公表を行い、町民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「当麻町 GX 及び DX 導入戦略検討委員会」及び町長、副町長、教育長、各課長で組織する「当麻町 GX 及び DX 導入戦略組織委員会」において新たな施策や事業の拡充を検討します。

図 8-1 計画の推進体制



8-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検、評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。

図8-2 PDCA サイクル

